

国家戦略特区 今後の進め方について

平成27年11月27日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

1、 国家戦略特区の3次指定に向けて

- ・ 指定の対象となる自治体は、新たな規制改革提案を行うとともに、特区法体系に既に盛り込んだ規制改革メニュー（特に、活用之際して難度の高いもの）を積極的に活用しようとする、意欲と覚悟に満ちた自治体である。
- ・ 他方、例えば、前回の諮問会議で総理から指示のあった、農林漁業やインバウンド、シェアリングエコノミー、外国人就労関係の改革事項など、全国各地に共通する「極めて重要な、未実現の規制改革事項」を専ら提案する自治体は、制度上、現時点では指定対象とはし難い。
- ・ 国家戦略特区の3次指定に併せて、こうした重要な未実現事項を思い切って提案している自治体を別途、国として一層支援する仕組みを早急に構築すべき。
(今や、国家戦略特区を補完し一体的に運用されている「構造改革特区」制度や、改革のために必要な資金支援策などを、総合的に活用することも一案。)

2、「特区制度の活用方法」に係る自治体へのPRについて

- ・ 特区ワーキンググループにおいて、自治体等からの規制改革提案を規制担当官庁と折衝していくプロセスの中で、規制担当官庁が、
 - ① 特区ではなく、いきなり「全国的な規制改革措置」に応じるもの
 - ② 全国措置とまではいかなくとも、まずは「構造改革特区」で措置することに合意するもの
 - ③ 規制・制度改革を行わなくとも、現行制度の下で対応が可能と（明確化）するものが増えてきている。
- ・ 要するに、「自治体が国家戦略特区に提案・要望さえすれば、必ずしも国家戦略特区に指定されなくとも、①～③のような『様々な形』で、提案した具体的事業が可能となるケース」が増えてきている。
- ・ こうした中で、国として多くの自治体に対し、こうした「特区制度の活用の仕方」を、これまでの成功事例（特区提案の成果）の紹介を含め、パンフレット、テレビ番組、各種イベントなど、あらゆる広報手段を通じ広く周知徹底すべき。